

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 6 日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市規則第 8 号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の 2 中「供する施設」の次に「および再生可能エネルギーに関連するサービス又は脱炭素燃料の製造等に関連するサービスを行う事業の用に供する施設」を加える。

第 3 条第 1 項第 3 号中「、常時」を「常時」に改め、「ある場合」の次に「又は再生可能エネルギーに関連する施設もしくは脱炭素燃料の製造等に関連する施設の新設もしくは増設である場合」を加える。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。